

感染症曝露後の対応

HIV曝露後の対応

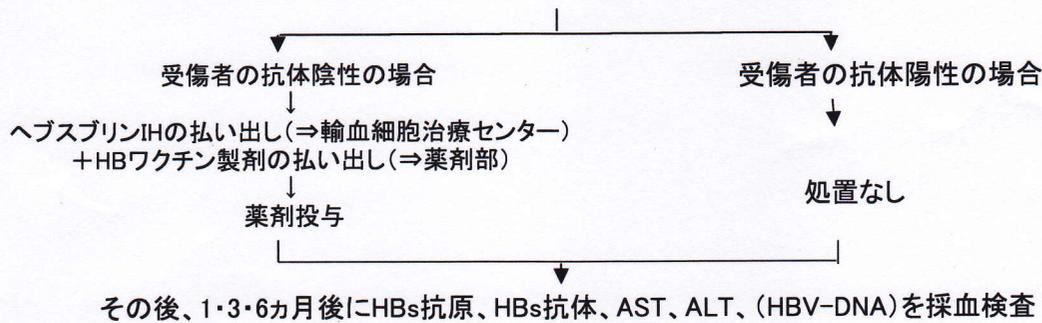
直ちに下記医師に連絡

平日日勤はHIV感染事故対策責任医師、時間外は血液・膠原病・腎臓内科当直医師に連絡
詳細は別紙のHIV針刺し・切創・体液曝露後、フロチャートに沿って実施

HBV曝露後の対応

直ちに下記医師に連絡

平日日勤は消化器内科外来受診、時間外はER部受診(消化器内科当直医師対応)



汚染源不明の対応

直ちに下記医師(1番目、2番目)に連絡

- 針刺し・切創・体液暴露時のフローチャートに従い、1番目:血液内科、2番目:消化器内科、3番目:皮膚科を受診
- ★消化器内科:平日日勤→内科外来 時間外→事務当直(2100)で消化器内科当直医師確認し連絡
 - ★血液内科:平日日勤→HIV感染事故対策責任医師、時間外→事務当直(2100)に血液膠原病腎臓内科当直医師を確認し連絡
 - ★皮膚科:平日日勤に皮膚科

3ヵ月後に全項目検査(感染症6項目+プロファイル8項目+血算)

HCV曝露後の対応

平日日勤に消化器内科外来受診

その後、1・3・6ヵ月後にHCV抗体、AST、ALT、(HCV-RNA)を採血検査

HTLV-I 曝露後の対応

平日日勤に血液内科外来受診

その後、(1・3ヵ月)6ヵ月後にHTLV-1抗体を採血検査

梅毒曝露後の対応

平日日勤に皮膚科外来受診

すでに陽性なら1ヵ月後受診もしくは内服

* 針刺し等汚染事故報告書の提出順は報告書右上の押印順とする(別項目:「報告書の運用・提出順」を参照)

* 2回目以降の治療・投薬の場合、「針刺し等汚染事故に伴う処方箋(2回目以降の治療・投薬が必要な場合)」を使用する